

平成29年12月26日
税務課

特定個人情報保護評価の再実施について

1 諮問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について
(評価書名「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務(全項目評価書)」)

2 経緯

- 県税の賦課徴収に関する事務については、マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル(いわゆる「特定個人情報ファイル」)を保有することから、マイナンバー法に基づき平成27年度に特定個人情報保護評価を実施した。
- この特定個人情報保護評価については、システムを全面的に入れ替えるなど、重要な変更を行う場合は、評価の再実施が求められている。
- 県税の賦課徴収に関する事務については、システムの全面的な入れ替えとなる、新税務システムの整備(H31.10稼働)を行うため、そのプログラミングを実施する前までに評価の再実施を行う必要がある。

3 当初評価書からの変更点等

評価項目	変更点	変更内容	変更理由	備考
基本情報 変更：3箇所	個人番号の記載を 求める書面の変更	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ・ 事務の名称 に「個人番号記載」を追加 、 は、文言の修正。	総務省の通知 による取り扱いの変更	新旧P2 評価書P3
		(別添1)事務の内容 ・ 図 納税通知書/納付書の送付 特定個人番号を記載なしに変更 ・ 図 納税証明書交付申請 特定個人番号を記載ありに変更		新旧P3 評価書P7
特定個人情報保護ファイルの概要 変更：4箇所	委託事項及び記録項目の追加	4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 ・ 委託件数：4件 6件	新税務システム構築に伴う業者の追加	新旧P4 評価書P10
		・ 委託事項5の追加 山梨県新税務システム構築業務委託 ・ 委託事項6の追加 新税務システム構築に係るデータ移行業務		新旧P5、6 評価書 P14、15
		(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 ・ 「新税務システムデータベースファイル(新)」を追加		新税務システム構築に伴うデータベース構造の変更
~	変更なし			

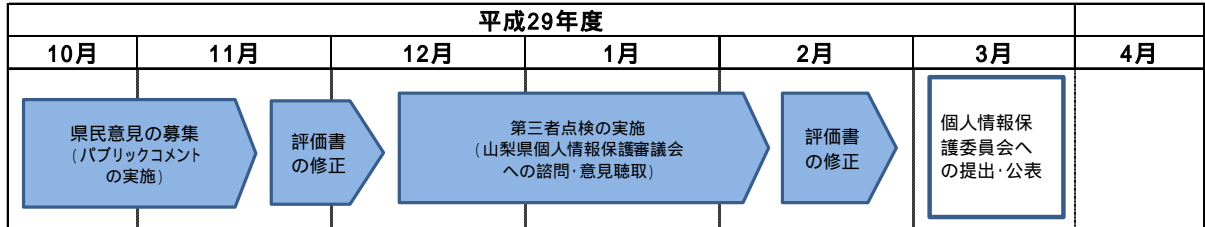
4 パブリックコメントの実施状況

期間：平成29年10月26日～平成29年11月24日

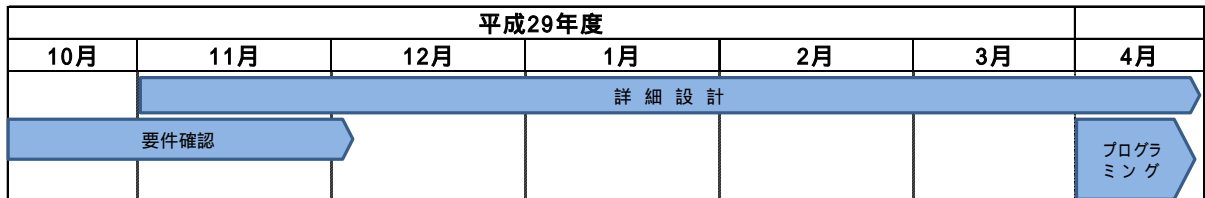
意見：なし

5 スケジュール

特定個人情報保護評価



新税務システム整備



(参考)

評価の再実施の根拠

特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとする場合は、特定個人情報ファイルを新規に保有するときと同様に、特定個人情報保護評価書を公示し、広く国民の意見を求めた上で、個人情報保護委員会の承認を得る必要があるとされている(マイナンバー法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条)

重要な変更

・特定個人情報保護評価指針の別表に規定する記載項目
(指針解説)

システムを全面的に入れ替える場合や事務手続を大幅に変更する場合などは、たとえその変更がリスク対策の強化を目的とするものであっても、評価実施機関が実施する事務又はシステム全体に複雑な影響を及ぼしかねないことから、むしろ重要な変更として、特定個人情報保護評価を再実施することが必要とされている。



○ 新税務システムの整備(H31.10稼働予定)により、税務システムを全面的に入れ替えるため、重要な変更該当

特定個人情報保護評価の再実施についても、初回と同様に、県民意見提出制度による意見募集及び県個人情報保護審議会へ諮問・意見聴取を行う(知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱第5条及び第6条)。

実施時期

プログラミング開始前に実施する(特定個人情報保護評価指針(第6の2(2)ア))